



少しずつ寒さも緩み、暖かい日が増えてきました。暖くなるにつれスギ花粉も飛び始め、つらい思いをされている方も多いのではないのでしょうか。今年の飛散量は例年に比べ多いようですのでより注意が必要です。対策としては、やはり薬の服用、マスクやメガネをすることが一番効果的なようです。風が強い日、乾燥している日、気温が高い日、雨の翌日等は特に飛散量が多くなるので注意しましょう。飛散がおさまる5月頭頃まで辛い日が続きますが、しっかりと対策をして乗り切りましょう！！

マイナンバー制度の概要と導入までの対応について

国民一人ひとりに番号を付けて様々な分野で利用する「社会保障・税番号制度」通称マイナンバー制度がいよいよ始まります。

▶ 平成 27 年 10 月には各個人に対しそれぞれの番号が通知

▶ 平成 28 年 1 月から、利用がスタート

制度開始まで 1 年を切りましたが、詳しい内容は知らないという方も多いのではないのでしょうか。今回はマイナンバー制度の概要と導入までの対応について簡単にご説明したいと思います。

① マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度では、個人及び法人に付番されることとなります。

▶ 住民登録しているすべての方に 12 桁の個人番号

▶ すべての法人には 13 桁の法人番号

「社会保障・税番号制度」という正式名称からもわかるように、まずは社会保険・税の分野から番号を利用することが開始されます。具体的な利用範囲は以下のようになっています。

◆ 「社会保障」利用

年金・雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際／ハローワーク等／医療保険等保険料徴収

◆ 「税」利用

国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調査等に記載。当局の内部事務等に利用

平成 28 年以降はこれらの手続きや書類作成の際には、マイナンバーの記載が必須となります。

また、今後は、これらの分野以外での利活用も検討されており、戸籍、旅券、自動車登録など生活に密接に関係する各種分野に利用拡大することが議論されているようです。

② 厳しい罰則の存在

マイナンバー制度の大きな特徴の一つに、厳しい罰則の存在が挙げられます。

マイナンバーの漏えい、不正な取得等には、**従来の類似制度以上に厳しい罰則が適用**されます。従業員等がこれらの違反行為を行った場合は、企業そのものが罰則の対象となるので、企業として個人番号の情報管理をしっかりと行うことが非常に重要になります。



③ 事業者への影響と対応

企業は給与支払者として源泉徴収や社会保険手続等の様に社会保障・税分野の業務の一部を担っていますので必ず対応が求められます。

自社で必要なマイナンバー関連業務を整理し、**ナンバーの取扱管理者と担当者を定める**ことが最初の対応として必要でしょう。

具体的な対応としては次のようなものが挙げられます。

《源泉徴収票のレイアウト変更》

従業員と、その家族の個人番号、企業の法人番号の記載欄が追加されます。

そのため、**企業は全従業員や、その家族の個人番号を集める等の対応が必須**になります。マイナンバーへの対応は、パートやアルバイト等も含めたすべての従業員とその家族が対象です。

《支払調書への記載》

「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」や「不動産の使用料の支払調書」にも全て支払先の番号（マイナンバー）の記載欄が追加されます。

そのため、従業員とその家族だけでなく、**これらの支払対象の方からの番号収集も必要**となります。



【消費税率引上げ時期の変更】

平成 27 年度税制改正大綱に、消費税率 10%への引上げの施行日は平成 29 年 4 月 1 日に変更されることが明記されました。

これまで平成 27 年 10 月 1 日とされてきた消費税率 8% から 10%への引上げは 18 カ月延期されることとなります。

平成 29 年 4 月 1 日からの税率引上げに関して、いわゆる「景気判断条項は削除」すると税制改正大綱にあることから、景気状況の良し悪しを判断することなく行われることとなるようです。

消費税率の引上げ時期の変更に伴う措置として、住宅ローン減税やすまい給付金の適用期限についても 18 カ月延長されることとなり、現行の平成 29 年 12 月 31 日から平成 31 年 6 月 30 日に変更されます。



【消費税簡易課税制度のみなし仕入れ率の改正】

簡易課税制度のみなし仕入れ率が改正され、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。改正点は次のとおりです。

○金融及び保険業：第四種→第五種へ(みなし仕入れ率 60%⇒50%)

○不動産業：第五種→第六種へ(みなし仕入れ率 50%⇒40%へ)

簡易課税制度を選択されており、上記の事業を営んでいる事業者は、消費税の納税負担が大きくなりますので注意が必要です。

※簡易課税制度の適用を取りやめるには、適用をやめようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を税務署に提出する必要があります。

ただし、一度簡易課税制度の適用を受けると、簡易課税制度を 2 年間継続して適用した後でなければ、適用をやめることはできません。

※保険料率の変更が 1 か月遅れます

平成 27 年度の全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率の変更は、例年より 1 か月遅れの 4 月分（5 月納付分）からとなる見通しです。社会保険料は 4, 5, 6 月の 3 か月の給与平均額を基に決定されます。少しでも社会保険料負担を減らすため、この時期の残業等を減らせるよう工夫したいものです。

※国民年金保険料の特例追納制度

平成 27 年 4 月から、3 号被保険者の不整合記録問題への対応として、未納期間の保険料を最大 10 年分納付できるようになります。支払った保険料は、加算額を含め全額が支払った年の社会保険料控除の対象となります。



※スタッフブログ※

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。
<http://ameblo.jp/yaraichotax/>

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A 型	B 型	O 型	AB 型
以前から気になっていたことを片付けるのに最適な月。なかなか進展しなかった案件には全力で取り組むと吉!	ライバルたちに足をすくわれぬよう何事にも慎重に取り組むこと。また、身内間のトラブルは早期決着を!	人と信頼関係を築くのに最適な月です。どんな相手にも誠意を持って対応することが後々利徳につながります。	問題は放置せず早めに対策を! 先延ばし癖のある人は、これを機に懸命に努力すると効果が期待できそうです。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。